

3-2-13 太陽光発電設備等を売却した場合の課税

Q 太陽光発電設備等を売却した場合の課税について教えてください。

A 太陽光発電設備は、動産（非不動産）であるので、その譲渡による所得は、総合譲渡所得となり、他の所得（不動産所得、給与所得等）と合算され、超過累進税率により所得税が課税されます。

(I)

解説

太陽光発電設備の譲渡による所得は、総合譲渡所得となり、以下のように計算します。

(1) 短期譲渡所得（所有期間5年以下）

$$\text{譲渡所得金額} = \text{譲渡価額（対価）} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

(2) 長期譲渡所得（所有期間5年超）

$$\text{譲渡所得金額} = \{ \text{譲渡価額（対価）} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) \} \times 1/2$$

(3) 特別控除 50万円（控除順序 短期→長期）

(4) 合計

$$(1) + (2) - (3)$$

計算例

R2年8月に以下の資産を譲渡した。なお、譲渡費用は生じていない。

・A 太陽光設備

設備取得日 H30年7月（所有期間 2年1か月）

簿価 15,000千円

譲渡対価 15,400千円

・B 太陽光設備

設備取得日 H26年7月（所有期間 6年1か月）

簿価 10,000千円

譲渡対価 11,000千円

総合譲渡所得の計算

(1) 短期譲渡所得 A 太陽光設備 所有期間 2 年 1 か月
 $15,400 \text{ 千円} - 15,000 \text{ 千円} = 400 \text{ 千円}$

(2) 長期譲渡所得 B 太陽光設備 所有期間 6 年 1 か月
 $(11,000 \text{ 千円} - 10,000 \text{ 千円}) \times \frac{1}{2} = 500 \text{ 千円}$

(3) 特別控除 50 万円 (控除順序 短期→長期)

① 短期譲渡所得

$400 \text{ 千円} - 400 \text{ 千円} \times = 0$

$\times 400 \text{ 千円} < \text{特別控除額 } 500 \text{ 千円} \therefore 400 \text{ 千円}$

② 長期譲渡所得

$500 \text{ 千円} - 100 \text{ 千円} \times = 400 \text{ 千円}$

$\times 500 \text{ 千円} > \text{特別控除額 } 500 \text{ 千円} - 400 \text{ 千円} = 100 \text{ 千円} \therefore 100 \text{ 千円}$

(4) 合計

(3) ① + (3) ② = 400 千円